

佐賀県規則第15号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(請書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(請書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の請書に記載する極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、当該請書に記載された県営住宅に係る家賃の額の12月分に相当する額以上の額とする。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。</u></p>

様式第4号の（表）を次のとおり改める。

様式第4号(第5条関係)

(表)

請 書

佐賀県営住宅に入居するについては、裏面に記載された注意事項に従うことはもちろん、公営住宅法、佐賀県営住宅条例並びにこれらに基づく命令、指示等をよく守ります。もし、これらに違反したため佐賀県に損害を与えたときは、直ちにその損害を弁償します。また、入居決定の取消しその他の処分を受けても異議ありません。

なお、入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員であることが判明した場合には、下記住宅を明け渡します。

連帯保証人は、入居者と連携して、入居者が県営住宅の入居に関し佐賀県に与えた損害について極度額を限度として責任を負います。

佐賀県知事 様

年 月 日

入 居 者 県営住宅 棟 号室

氏名

電話番号() -

連帯保証人

住所

氏名

(入居者との関係:)

自宅電話() -

職業又は勤務先名

勤務先電話 () -

極度額()円

= ()円 × ()か月分

連帯保証人

住所

氏名

(入居者との関係:)

自宅電話() -

職業又は勤務先名

勤務先電話 () -

極度額()円

= ()円 × ()か月分

備考 1 連帯保証人の印鑑は、登録された印鑑を使用すること。

2 の欄は、県建築住宅課において記入する。

添付書類

1 連帯保証人の収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)

2 連帯保証人の印鑑証明書

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。